志摩市ＰＲキャラクター「しまこさん・あおサ～」使用規定

（目的） 第１条

この規定は志摩市ＰＲキャラクター「しまこさん・あおサ～」（ 以下「キャラクター」という。）の使用についての手続きや使用方法について、必要な事項を定め、もって志摩市のＰＲに寄与することを目的とする。

（定義） 第２条

１. キャラクターの使用とは、企業、団体、個人、法人等（ 以下「企業等」という。）が製作する商品または広告物等（ 以下「商品等」という。） に使用することをいう。

２. 使用できるキャラクターのグラフィックデザインについては、別に定める「デザインシート」によるものとする。

（使用申請者） 第３条

企業、団体、個人、法人（ 以下「企業等」という。） を問わず申請できるが、申請者本人ま

たは企業等の代表者が次のいずれかに該当する場合は申請できない。

１．成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産宣告を受け復権していない者。

２．銀行取引停止処分を受けている者、懲役又は禁固の刑に処せられその執行が終わっていない者。

３．禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が未確定の者。

４．申込業種について３年以内に行政処分を受けた者、暴力団員及びこれに準ずる者。

（使用手続） 第４条

企業等がキャラクターの使用を希望する場合は、あらかじめ「キャラクター使用承認申請書」（様式１号）により、志摩市長の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

１．志摩市役所の各課が承認基準に基づき使用するとき。

２．報道機関が報道の目的で使用するとき。

３．前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

《提出書類》

・キャラクター使用承認申請書（様式１号）

・キャラクター使用形態がわかる広告原稿、広告宣伝物見本、当該使用にかかわる商品の写真

・企業等経歴書及び概要

（使用承認・不承認）

第５条

市長は、前条の申請を審査の上、使用を承認する場合はキャラクター使用承認書（様式２号）を、また承認しない場合はキャラクター使用不承認書（様式３号）を交付する。

　（承認基準）

第６ 条

市長は、志摩市のＰＲと発展に寄与すると認めたときは、キャラクター等の使用を承認する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

１．志摩市の基本理念に反する恐れがあるとき。

２．志摩市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき。

３．特定の政治、思想または宗教の活動に利用される恐れがあるとき。

４．特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。

５．不当な利益を得るために利用される恐れがあるとき。

６．キャラクターを定められた使用方法に従って使用しないと認められる恐れがあるとき。

７．法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。

８．品質、性能等に関して公的機関の認定等が必要な商品等について、当該認定等が得られていないとき。

９．前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

（ 使用上の遵守事項 ） 第７条

１．キャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（１）承認された用途にのみ使用すること。

（２）市長が定めたデザインシートにより、色、形状等を正しく使用すること。

（３）イメージを損なう展開または応用使用はしないこと。

（４）使用にあたっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著し

　　　く損なう場合には、事前に市長と協議の上、これを省略することができる。

（５）当該使用に係る商品、広告原稿など物件の完成見本を速やかに提出すること。ただし、完成

見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

２．キャラクターの使用に際し、知的所有権等の紛争が生じた場合は、申請者の責任において処理

するものとし、市長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。

（承認内容変更） 第８条

１．

キャラクターの使用承認を受けた企業等が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「キャラクター使用変更承認申請書」（様式４号）により、市長の承認を受けなければならない。

《提出書類》

・キャラクター使用変更承認申請書（様式４号）

・キャラクターの使用形態がわかる広告原稿、広告宣伝物見本、当該使用にかかわる商品の写真

２．内容変更の承認・不承認の決定並びに通知については第 6 条の規定を準用する。この場合において「キャラクター使用承認書」とあるのは「キャラクター使用内容変更承認書」と、「キャラクター使用不承認書」とあるのは「キャラクター使用内容変更不承認書」と読み替えるものとする。

（承認取消） 第９条

１．市長は、キャラクター等の使用がこの規程及び承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消す。

２．承認を取り消された企業等は、当該承認にかかるキャラクター等を施した商品等を、直ちに回収すること。

３．商品等の回収にかかる費用、当該取り消しにより生じた損失等については、市長は一切の責を負わない。

（使用期間） 第１０ 条

キャラクター等を使用できる期間は、承認の日から３年間とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

（損失補償） 第１１ 条

市長は、企業等がキャラクター等の使用を行ったことによる損失の補償等については、一切の責を負わない。